令和5年度 名古屋港管理組合行政評価 講評 (令和5年10月31日)

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科

教授 稲澤 克祐

1 令和4年度の講評において指摘した事項に係る検証

令和4年度の講評において、「中期経営計画 2023 (以下、「現計画」という)」は、2023年度(令和5年度)を終期としているため、令和5年度は、次期計画の策定時期となる。また、次期計画の策定において根拠となるのは、令和4年度(2022年度)末の実績と社会経済環境等の分析であることを前提に、「令和4年度名古屋港管理組合行政評価 講評」において、令和4年度評価(令和3年度執行分に関する評価)について、以下の7点を改善すべき事項として指摘した。

まず、令和5年度評価(令和4年度執行分に関する評価)が改善されているかどうかについて検証する。

第1に、「やや遅れ」「遅れ」となっている事務事業に対して「成果拡大」ではなく「成果 維持」とする場合には、その理由を記述すべきとする指摘については、概ね改善されていた。 第2に、4 欄において、「課題」の記述と「取組方針」とを対応させるべきという指摘に対 しては改善されていた。第3に、事務事業、施策の評価指標による実績数値の記述相互の関 連性を問う視点であり、もとより該当事例は少ない指摘ではあったものの、改善されている。 第4に、施策評価の2欄において「新たな成果目標を設定する」と記述されている場合の指 摘については、該当となる事例はなかった。第5に、前述したように、施策評価の3欄にお いて、「目標達成できなかった」の記述がある場合には、4 欄において、当該施策目標値に 特に関連する事務事業の「取組方針」の中で、「今後の施策評価目標達成に向けて」などの 記述を付加することが求められる。特に、コロナ禍や燃料費・物価高騰などの外部要因によ る該当例はあったが、本指摘に関連するものではないと思料するため、未改善となっている 事例はなかった。第6に、「今後の指定管理料」に関する記述について、方向性に相違があ る。もとより、相違があること自体は問題ではないが、増加、減少の理由を記述する必要性 を指摘している。指定管理対象施設によって、令和4年度の収益状況等が異なることから、 記述には自ずと相違があるものの、いずれも具体的に指定管理状況を記述している点では、 評価できる内容であった。第7に、指定管理者に関する記述の中に、「モニタリング」に言 及している事務事業と、言及していない事務事業とがある。 モニタリングは全ての指定管理

者に対して実施されているはずであるから、全ての指定管理者対象施設のモニタリング状況について言及すべきであるとの指摘については、いまだ言及のない施設関連事務事業があったため、継続して指摘したい。

2 令和5年度評価について

令和5年8月29日に開催された「名古屋港管理組合中期経営計画に基づく行政評価講評会(以下、「8月29日講評会」という)」において、令和4年度執行分の検証を行い、その検証を基に総論として指摘した上で、各論として5点を指摘した。

まず、総論として前述した令和 5 年度は現計画の最終年度に当たるという認識に鑑みれば、令和 4 年度執行分の評価において求められる姿勢は、次期計画の策定に向けて、現計画の 4 年間分の総括を行うことである。現計画の達成度、達成度から見た課題、新たに予測される課題と次期計画との関係などを整理することであろう。この姿勢は、令和 5 年度評価シートにおいて、令和 4 年度までの評価シートの記述に付加すべき事項を導出する。すなわち、付加すべき記載事項は、以下の 4 点である。

- ① 現計画の達成度
- ② ①の達成度から見た課題
- ③ 新たに予測される課題
- ④ ③の課題と次期計画との関係

以上の 4 点のうち、①と②については、これまでの施策評価において記述されている事項と一致していることから、令和 5 年度施策評価の記述内容で、特に問題点はなかった。③ と④に関して令和 5 年度施策評価シートに十分に記載されているとは言い難いが、今後の次期計画策定の過程において、③と④を整理する機会を設ければよいと考えられる。次期計画策定に向けて④を整理する際の根拠となる③の記述について、該当する事項のある施策評価シートについては、簡単に付記するという方法もあろう。

次に、各論として、以下の5点を指摘する。第1に、施策評価シートの「目標値」欄に、「5年度完了」「3年度完了」などの文言とともに、単に「6年度」とのみ記載があったり、あるいは、一切の記載がない事務事業があるなど、記述内容に統一性がないことである。特に、重要施策1・施策1に散見される。

第2に、港湾の最重要課題と考えられる「サイバーセキュリティ対策」について、どの事務事業で採り上げているのかが不明であった。重要施策01事務事業07「名古屋港の物流効率化に向けた情報通信技術の活用」および/または施策03事務事業08「名古屋港港湾機能継続計画の推進」とも考えられるが、今こそ明示し今後の対応について、管理組合の姿勢を示す時期ではないか。

第3に、事務事業の事業進捗状況において「遅れ」があるとされている場合、「期待どおりの成果が得られているか」に関して、「△」または「×」であり、記述による説明が、原因のみの指摘となっている事例が多かった。「△」と「×」では、「期待どおりの成果」に対する記述が異なるべきであり、また、今後の方針等についても記述がなされるべきである。

第4に、指定管理者に関する記述において、入場者数などの実績以外に、収支状況、指定 管理料の対前年度比増減といった財務情報を記述するべきである。詳細に記述されている 事務事業がある一方で、一切記述されていない事務事業があった。

第5に、前年度の指摘の繰り返しとなるが、指定管理者に関する記述の中に、「モニタリング」に言及している事務事業と、言及していない事務事業がある。モニタリングは全ての指定管理者に対して実施されているはずであるから、全ての指定管理者対象施設のモニタリング実施を言及し、できれば、モニタリングの結果を簡単に言及するべきである。

なお、上述の総論からの指摘事項、および各論としての5点の指摘事項については、8月 29日講評会以降、適切に対処されていることを確認している。

振り返れば、現計画において、2019 年度末頃から 8 月 29 日講評会時点までは、コロナ禍による影響への対策をしつつ計画実施に努められた期間であったと拝察する。地政学的な情勢変化や気候変動などの課題も重積する昨今の状況下において、現計画の目標達成と課題解決に向け、これまでに増して、資源の効率的・効果的活用が求められよう。換言すれば、まさに行政評価の機能がさらに再認識される時期でもある。名古屋港管理組合のこれまでの行政評価に対する積み重ねによって、その機能は十分な水準になっていることを確信する。特に、令和 5 年度は次期計画策定に向けた議論として、今般の令和 5 年度評価が基底となるであろう。